

令和5年度 三春町地域おこし協力隊 (農業振興コーディネーター) 募集要項

三春町は福島県のほぼ中央に位置し、東北新幹線や東北自動車を有し、東北の玄関口と呼ばれる郡山市と隣接しながらも、緑豊かな里山の雰囲気をもつ町です。郡山市までは車で20分弱であり、鉄道やバスもあることから交通アクセスにも優れています。

また、歴史も古く、城下町として栄えた町中心部には現在も多くの神社仏閣や蔵などが所在しており、祭事も盛んに行われています。日本三大桜の「三春滝桜」が有名であり、全国的に「桜の町」として知られています。

町の基幹産業の一つは農業ですが、若年層を中心に農業に触れる機会が乏しくなったこともあり、農業者の高齢化と後継者不足が課題となっています。このような中、町では、農業振興策のひとつとして、農業に携わる農業関連人口を拡大させるため、農家はもとより、農家以外の方々も気軽に農業に触れることができるよう、町民農園(実証ほ場)の整備や、農業体験イベントの実施、町内農業のPR事業等を実施しております。

協力隊の方には、この町民農園の運営管理や農業体験イベントの企画運営、SNS等のサービスを活用した三春町の農業の魅力のPR活動などを通じて、三春町の農業振興にご協力いただきたいと思っております。

1 活動内容

『農業振興コーディネーター』・・・2名

(1) 町民農園の運営等

⇒町民農園の管理運営や広報活動、町民農園におけるイベント等の企画などを実施していただきます。

(2) 農業に関するイベントの実施や魅力の情報発信

⇒町が主催する農業体験ツアーや野菜収穫体験、就農相談会などの補助、活動の様子をSNS等を活用して広くPRしていただきます。

(3) 三春町での農作業活動

⇒町内農家等の農作業補助を通じて、農作業の基本的な技術や知識の習得していただきます。(派遣先の農家さんは町がご紹介します。)

(4) 三春町の農産物を使った6次化商品の開発・検討

⇒既存の6次化商品(グルメンチ、ブルーベリージュースなど)にとらわれず、町と協同して三春町の農産物の新たな可能性を模索していきます。

(5) その他、町の農業振興に資する活動として町長が認める活動

⇒主体的な活動に対しては、町はできる限り支援いたします!

2 「三春町の地域おこし協力隊として」求められる活動

- ・町職員、地域の方との連携・協働
- ・生産活動や企画提案への積極的な参加及び参画

- ・活動に必要なと思われる研修会、会議等への参加
- ・任期終了後の定住に向けた生活基盤の構築活動

3 応募条件

(1) 20歳以上で概ね45歳未満の方（応募書類提出時点）

(2) 次に掲げる要件（①～④）のいずれかに該当しており、隊員として着任後、三春町に住民票を異動できる方

①居住地要件（国が定める地域要件に合致すること）

三大都市圏内の都市地域（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県 ※全部条件不利地域以外）に住所を有する方。

②指定都市のうち、条件不利地域以外の地域に現に住所を有している方。

③本町以外において、地域おこし協力隊員として同一地域での2年以上の活動経験があり、かつ委嘱期間終了後1年以内の人。

④語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JETプログラム」という。）の参加者としての2年以上の活動経験があり、かつJETプログラム終了後1年以内の方。

(3) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら地域おこし活動に積極的に取り組める方

(4) 普通自動車免許を取得している方

(5) 農業への強い関心・やる気・元気がある方

(6) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイントなど）の一般的な操作ができる方

(7) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方（参考を参照。）

【注意事項】 ※重要

*採用後、応募内容に虚偽が見つかった場合には、地域おこし協力隊の活動を休止させ、任期を待たずに任用を取り消します。

*地域おこし協力隊は、町の職員として地域協力活動を行う制度です。町が適合しない活動内容であると判断した場合には、任期を待たずに任用を取り消します。

4 活動地域

三春町全域

5 活動日数及び時間

(1) 勤務日数 原則 週5日

(2) 勤務時間 原則 午前8時30分～午後4時30分

※活動（作業）内容や時期（繁忙期等）によっては、勤務時間等に変更が生じます。

6 活動形態及び期間

(1) 一般職の会計年度任用職員（パートタイム）として町長が任命します。

(2) 任用は原則、任用の日から令和6年3月31日までとします。

※年度更新となりますが、活動に取り組む姿勢や成果等により、次年度への更新を判

断し、最長3年まで延長します。

例) 1月1日に任用された場合 (※更新を想定)

初年度：1月1日～ 3月31日

2年度：4月1日～ 3月31日

3年度：4月1日～ 3月31日

4年度：4月1日～12月31日

(3) 任用後3ヶ月は、条件付採用期間となります。

7 報酬等

(1) 報酬は、月額175,000円(社会保険料等自己負担分を含みます。)

期末手当あり(6月・12月)

(2) 家賃、通勤手当、活動車両リース代、その他活動に必要な経費は、予算の範囲内で町が負担します。

※住居にかかる光熱水費は自己負担となります。

(3) 研修等への参加費用は、町へ相談の上、予算の範囲内で補助します。

(4) 退職手当の支給はありません。

8 服務

地方公務員法に定める服務規程(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止)が適用され、違反した場合は懲戒処分等の対象とします。

9 待遇及び福利厚生

(1) 休暇日で業務に支障がなければ、副業を認める場合があります。(相談の上、届出。)

(2) 厚生年金及び健康保険、雇用保険に加入します。

(3) 年次有給休暇及び特別休暇を付与します。

10 応募手続

(1) 応募期限 期間の定めなし

※採用者が決定次第、応募を締め切らせていただきます。

(2) 提出書類

①履歴書(写真添付) 任意様式

②地域おこし協力隊エントリーシート (指定様式)

③レポート(指定様式。「志望理由・自己PR」「業務内容に関するあなたの目標・やりたいこと」を記入してもらいます。)

④誓約書

※応募書類は返却いたしません。

また、提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の用途には使

用しません。

(3) 提出先

〒963-7796 福島県田村郡三春町字大町1番地の2
三春町役場 産業課 農林グループ 宛

11 選考

(1) 第1次選考

…書類選考の上、結果を応募者全員に書面にて通知します。また、合格者には第2次選考の案内を通知します。

(2) 第2次選考（最終選考）

…三春町役場において、面接を行います。選考結果は面接者全員に通知します。

なお、選考にかかる費用については、自己負担となります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言が発出している場合などは選考方法に変更が生じる場合があります。（オンライン等）

(3) その他

…選考結果に関するお問い合わせは受け付けませんので、ご了承ください。

12 お問い合わせ

三春町役場 産業課 農林グループ （担当：宗像・岩崎）

T E L : 0247-62-2112 F A X : 0247-61-1110

E-mail : norin@town.miharu.fukushima.jp

*募集に関する質問は、文書（郵送、メール又はFAX）により行ってください。その際、「内容」以外に、必ず「住所」「氏名」「Eメールアドレス又はFAX番号」を明記してください。質問者への回答は、メール又はFAXで回答します。

(参考)

地方公務員法第 16 条における欠格事項

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 4 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者